

答 申 書

平成 21 年 1 月 20 日

安曇野市長 平 林 伊三郎 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三澤 敏雄

1 審査会の結論

安曇野市長（以下「実施機関」という。）が、異議申立人の情報公開請求に対して、平成 19 年 12 月 18 日付け 19 三産振 A ア - 17 第 12 号において、指定管理者申請書に添付された「安曇野みさと菜園事業計画書」（以下「本件文書」という。）について、安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号。以下「情報公開条例」という。）第 7 条第 3 号に該当するとして公開することができないとした部分は、別紙に指定する部分（生産技術上のノウハウに属する情報、契約単価及び契約単価を算出することが可能な数値、買上価格及び買上価格を算出することが可能な数値）を除いて、公開すべきである。

2 異議申立ての経緯及び趣旨

（1）異議申立ての経緯

ア 異議申立人は、平成 19 年 12 月 4 日付けで情報公開条例第 6 条の規定により、「（株）三郷ベジタブル（みさと菜園）が旧三郷村に提出した指定管理者の指定に係る申請書と添付資料」に係る公文書の公開を請求した。

イ 平成 19 年 12 月 18 日、実施機関は、本件情報公開請求に対して、指定管理者申請書については、株式会社三郷ベジタブル（以下「三郷ベジタブル」という。）の代表者の印影を除いてこれを公開する決定を行い、指定管理者申請書に添付された本件文書（なお、添付資料はこれのみである。）については、「法人等に不利益を与えることが明らかであると認められる」情報（情報公開条例第 7 条第 3 号）を除いてこれを公開する決定を行い、異議申立人に通知した（平成 19 年 12 月 18 日付け 19 三産振 A ア - 17 第 12 号）。

ウ 平成 19 年 12 月 25 日、異議申立人は、本件文書部分公開決定を不服として、情報公開条例第 12 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行った。

（2）異議申立ての趣旨

ア 異議申立ての趣旨は、本件情報公開請求のうち「指定管理者申請書の添付書類」につき、部分公開決定処分を取り消し、全部の公開を求めるものである。

イ 異議申立人の主張は、実施機関が情報公開条例第 7 条第 3 号に該当するとして部分公開の決定をしたが、部分公開決定の処分は、次に掲げる理由から、情報公開条

例を適切に運用しているとはいえない、というものである。

- (ア) 本件情報公開請求に対する部分公開決定の処分において、「公開することができない理由」は「公開することにより当該法人等に不利益を与えることが明らかであると認められるため」とされているが、不利益の内容についてまったく説明がなく、部分公開の具体的根拠も示されていない。
- (イ) 情報公開条例第7条第3号のただし書きには「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。」とあり、安曇野市の財産であるトマト栽培施設や三郷ベジタブルへの出資金をはじめ、市民の財産を保護するという視点を欠いた判断である。
- (ウ) 指定管理者の選定・指定にあたっては、その審議過程の透明性が求められる時代に入っている。行政に都合のよい情報開示でお墨付きを与えてしまうことがないように、申請書や関連する添付書類、審議記録等を保存し、かつ、公開に努めなければならない。
- (エ) 安曇野市行政が公正、公平に事務事業を執行していることが公知されるためには、本件情報が公開されることが必要で、公開によってこそ市政への理解と信頼が高まると考えられる。

3 審査会の判断

(1) 審査会の結論

当審査会は、安曇野市情報公開審査諮問書（平成20年1月31日付け19農政Aア-4第13号）を受理し、本件異議申立てについて、平成20年3月24日に開催された会議及び平成20年5月29日に開催された会議において審査し、かつ平成20年3月24日に行われた異議申立人による口頭意見陳述及び実施機関からの事情聴取を踏まえて判断したところ、実施機関が、本件文書のうち情報公開条例第7条第3号に該当するとして公開することができないとした部分は、別紙に指定する部分を除いて、公開すべきであるとの結論に至った。以下、審査会がかかる判断を行った理由を説明する。

(2) 本件文書等について

本件文書は、三郷ベジタブルが平成16年3月1日に旧三郷村トマト栽培施設（現在、安曇野市トマト栽培施設。以下「本件施設」という。）の指定管理者の指定を受けるために提出したものである。本件施設は、農林水産省補助事業「販路開拓緊急対策事業」及び「アグリチャレンジャー支援事業」により、平成14年度事業として、新しい農業への挑戦、新たな販路の開拓、地域雇用創出、さらには農地の有効活用等、地域農業の活性化を目的として整備されたものである。旧三郷村は、本件施設の管理に当たり、指定管理者制度を導入し、「三郷村トマト栽培の設置及び管理に関する条例（平成16年3月19日施行）」第3条の規定により、村長が指定する指定管理者に管

理を行わせることとした。本件施設の指定管理者については、平成16年第1回三郷村議会定例会(3月)における議会の議決に基づき、三郷ベジタブルが指定され、平成16年4月1日から本件施設の管理運営を行っている。三郷ベジタブルの資本金は6,050万円であるが、旧三郷村は三郷ベジタブルに対して3,100万円(出資率51.2%)を出資した。

(3) 情報公開条例第7条第3号該当性について

ア 本件の争点は、本件文書が情報公開条例第7条第3号に該当するかどうかである。

情報公開条例第7条第3号は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」については、同号のただし書きに該当する場合を除いて、非公開情報とすることを規定している。

情報公開条例第7条第3号に該当する情報としては、生産技術、営業、販売のノウハウ等に関する情報、経営方針、経理、金融、人事、労務管理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報、及びその他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的信用を損ない、あるいは、社会活動の自由等に支障を与えると認められる情報などが考えられるが、公開請求に係る情報が、当該法人等又は当該事業を営む個人に「不利益を与えることが明らかであると認められる」情報に該当するかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性質のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は個人の憲法上の利益の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適正に判断する必要がある。

イ 以上の見地に立って本件についてみるに、本件文書は、本件施設の指定管理者の指定を受けるために提出されたものであり、さらに、三郷ベジタブルは本件施設の指定管理者の指定を受け、平成16年4月1日から本件施設の管理運営を行っている。指定管理者の行う指定管理業務は、市に代わり公の施設の管理運営を行うという公共性を有するものであることにかんがみると、実施機関は指定管理者の選定の過程を明らかにする責任があり、選定の過程で提出された本件文書については、通常の許認可申請書類と比して、公開の要請は強いものといわなければならない。

また、三郷ベジタブルは、安曇野市(旧三郷村)が出資している会社(出資率51.2%)である。公費による出資がなされている以上、自治体の出資する法人の情報については、自治体の説明責任という観点からも、可能な限り公開していくことが求められる。

以上の点を考慮して本件文書を検討すると、本件文書は、別紙に指定する部分を除いて、公開すべきであると判断される。確かに、本件文書における投資、減価償

却、借入金、従業員の給与、長期資本計画等に関する情報は、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報に該当するものであって、これを公開することにより当該法人に不利益を与える可能性を否定することはできない。しかし、公の施設の管理運営は公共性を有すること、三郷ベジタブルは自治体の出資する法人であること等を考慮して判断すると、本件文書に記載された前記の情報が当該法人に不利益を与えることが明らかであるとまでは認めることができない。よって、これらの情報は、情報公開条例第7条第3号に該当しないと解される。

ウ しかし、本件文書には、三郷ベジタブル以外の法人等に関する情報も含まれており、法人等が有する正当な権利利益は公開することにより害されるべきではない。三郷ベジタブルは、株式会社カゴメ（以下「カゴメ」という。）の生鮮トマトを栽培しており、カゴメが種子供給・栽培指導し、収穫されたトマト（規格内）は全量買い取る契約栽培方式がとられているため、本件文書にはカゴメに関する情報が含まれている。

まず、本件施設で生産されているトマトの栽培技術に関する情報は、生産技術上のノウハウ等に関する情報に当たると考えられることから、これらの情報が、公開することにより当該法人に不利益を与えることが明らかであると認められるものに当たるかどうか検討を加える必要がある。一般的に農作物の品種開発・栽培技術の改良は長時間の労力と多額の費用を要するものであり、本件施設で生産されているトマトの栽培技術は、カゴメが長時間の労力と多額の費用を投入して研究を行ってきた成果であると容易に推測される。そして、当該情報が生産技術上のノウハウに属する内容であれば、通常、これが開示されることにより他の同業の事業者との競争において当該法人の利益が具体的に侵害されることが明白であると考えられる。年間LPG使用量及び年間LPG費用を除く暖房費明細に記載された数値（22枚目）、栽培本数（23枚目）、総額の記載を除く種苗費及び種苗費に記載された数値（24枚目及び25枚目）、肥料費（26枚目）は、生産技術上のノウハウに属する内容を有するものと認められるので、これらの情報は、情報公開条例第7条第3号に規定する非公開情報に該当すると判断される。

つぎに、契約単価及び買上価格は、事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報に当たると考えられることから、これらの情報が、公開することにより当該法人に不利益を与えることが明らかであると認められるものに当たるかどうか検討を加える必要がある。契約単価及び買上価格は一般には第三者が入手困難な情報であり、法人の内部において管理されるべき機密事項であること、経営戦略上の諸般の事情を考慮して決定された価格であることは容易に推測されること、事業者は多くの取引先と継続的に取引関係を維持していく必要があること等にかんがみると、契約単価及び買上価格が他の同業の事業者や一般消費者に公開された場合には、当該法人の事業活動が損なわれることは明らかであり、契約単価及び契約単価

を算出することが可能な数値、買上価格及び買上価格を算出することが可能な数値については、公開することにより当該法人に不利益を与えることが明らかであると認められるものに当たると解される。したがって、各品種（ラウンド、プラム、ミディ）の出荷量及び包材費（1枚目から6枚目まで）、出荷単収及び契約単価（7枚目）。ただし、クッション、段ボール及び履歴シールの契約単価を除く。）、1期目から4期目までの売上（10枚目から13枚目まで）のうち買上価格を算出することが可能な数値は、情報公開条例第7条第3号に規定する非公開情報に該当すると判断される。

エ 以上により、当審査会は、本件文書について、別紙に指定する部分（生産技術上のノウハウに属する情報、契約単価および契約単価を算出することが可能な数値、買上価格及び買上価格を算出することが可能な数値）を除いて、公開すべきであると判断する。

以上